

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第2条・第3条)

第3章 町長等と議会の関係(第4条)

第4章 町民と議会の関係(第5条・第6条)

第5章 議会運営の原則(第7条―第10条)

第6章 議会及び議会事務局の体制整備(第11条・第12条)

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第13条―第15条)

第8章 災害時の対応(第16条)

第9章 最高規範性及び見直し手続き(第17条―第19条)

附則

(前文)

奥羽山脈のすそ野、仙北平野に広がる田園風景と湧き水、そして秋田の豪雪地に、わたしたちの美郷町はある。

美郷町議会は、豊かな自然、歴史、文化とともに生きる美郷町民の健康で幸せな暮らしと、町の発展を目指す。

地方分権の時代、自治体の自主的な決定と責任がますます大きくなる今日、議会は二元代表制の一翼を担い、町としての最良の意思決定を導く使命が課せられている。

さらには、議会機能を十分に駆使し、自由闊達な討論を通して、施策の論点を町民に公開することが役割でもある。

このような中、町民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、町民の信頼と負託に応えていくことを決意する。

わたしたち美郷町議会は、持続可能な豊かな地域社会の形成のため、地方自治法の遵守の下、町執行機関との緊張感の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公平性と透明性の確保、議会活動を支える体制整備等について、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく町民の負託に的確に応え、もって町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)による町政運営が適切に行われているかを監視すること。
- (2) 公正性及び透明性を確保し、町民に分かりやすい議会活動を行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な

討議を重んじること。

- (2) 町民の意見を的確に把握し、諸課題の調査研究及びその解決に努めること。
- (3) 自らの資質向上に努め、研さんを積むこと。
- (4) 一部団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

第3章 町長等と議会の関係

(町長等と議会の関係)

第4条 議会は、二代表制の下、町長等と常に緊張ある関係を保ちつつ、議論を尽くし、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

第4章 町民と議会の関係

(広報の充実)

第5条 議会は、広報紙その他多様な情報媒体を有効に活用し、議会の活動状況を町民に分かりやすく、かつ、速やかに伝えとともに、積極的な情報発信に努めるものとする。

(広聴の充実)

第6条 議会は、町民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限にいかして、議会への町民参加の推進に努めるとともに、町民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

第5章 議会運営の原則

(議長及び副議長の選出)

第7条 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を町民に明らかにしなければならない。

2 前項に関し必要な事項は、要領で別に定める。

(政策等の立案及び提言)

第8条 議会は、政策及び施策(以下「政策等」という。)立案機能の強化に努めるとともに、必要に応じて政策等を立案し、町長等に対し提言するよう努めなければならない。

(委員会の活動原則)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、調査研究活動を充実強化し、議会における政策等の立案を積極的に行うものとする。

(議会改革の協議の場の設置)

第10条 議会は、議会の在り方を検証し、議会改革に取り組むため、必要に応じて協議の場を設けることができる。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実)

第11条 議会は、議会の機能強化及び議員の政策等立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

(議会事務局の機能強化)

第12条 議会は、議会及び議員の政策等の形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の強化に努めるものとする。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第13条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、美郷町議会議員の

政治倫理に関する条例(平成22年美郷町条例第36号)を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

(議員定数)

第14条 議員の定数は、議会としての機能を果たすにふさわしいもの とすることを基本とし、美郷町議会議員定数条例(平成20年美郷町条例第28号)により定めるものとする。

2 議員定数の改正についての検討をするときは、町政の現状、課題、将来予測等を十分考慮するとともに、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに行うものとする。

(議員報酬)

第15条 議員報酬は、町民の負託に応える議員活動への対価であるこ とを基本とし、美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年美郷町条例第30号)により定めるものとする。

2 議員報酬の改正についての検討をするときは、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状、課題、将来予測等を十分考慮するとともに、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに行うものとする。

3 議員が長期にわたって議会活動を行うことができない場合は、議員報酬の減額を行うものとし、減額に関し必要な事項は、条例で別に定める。

第8章 災害時の対応

(災害時の対応)

第16条 議会は、災害等緊急事態の発生に際し、美郷町議会災害対策会議設置要綱(平成29年美郷町議会告示第3号)に定めるところにより、議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。

第9章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

(他の条例等との関係)

第18条 議会は、議会に関する他の条例等を制定又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例の規定との整合性を図るものとする。

(見直し手続き)

第19条 議会は、議員の一般選挙後及び適切な時期に、この条例が守られ、目的が達成されているか、議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。